2021年度大会での優秀発表賞選考手続き等、及び今後の学会賞選考委員会に関する提案

2021年3月2日

岡本仁宏

**１，対象について**

**細則上、大会運営委員会が報告として認めた報告であって、辞退がない場合に選考の対象とする。**

理由：

「学会賞細則

第3条（賞の種類）

（５）｢日本ＮＰＯ学会賞 年次大会優秀発表賞（以下、発表賞）｣

前条第１項第４号に掲げる日本ＮＰＯ学会年次大会における研究報告及び活動報告のうち特に優れているものについて、優秀発表賞を授与する。

第４条（選考対象の募集）

選考委員会は、授賞年度の前年末までに、授賞年度の学会賞募集要領を定めて会員に公表し、選考対象の候補を公募する。

２　林賞、優秀賞、奨励賞、特別賞の選考対象は、授賞年度の前年及び前々年の直前２暦年（１月１日から12月31日まで）に国内外において公刊された第２条第1項第1号から第３号までの刊行物であって、所定の推薦書（様式第1号）により自薦または他薦により応募されたものとする。

３　第２条第１項第２号の論文のうち修士論文又は博士論文については、当該論文により学位を取得したものとする。

４　発表賞の選考対象は、毎年度の年次大会実行委員会に対し、正会員又は学生会員が研究報告又は実践報告の発表の申し込みに際し、選考対象となることを辞退しない限り、選考対象とする。」

したがって、動画報告も含め大会運営委員会が報告として認める限り対象とする。

**２，選考の基準について**

**〇　論文の提出遅れについて**

**事務局から報告論文の提出が遅れた発表についての情報を得る。それを選考委員会で総合的に判断する場合に勘案する。なお、モデレータ、討論者には、昨年を踏襲した依頼を行う。**

**「・報告論文・報告資料掲載サイトでの掲載が遅れた（報告者の論文提出が遅れた）ことによって、事前に読む時間を取れなかった場合などは、備考欄に記載してください。なお、この結果時間がとれず論文審査ができなかった場合は、当該の採点欄は空白にしてください。」**

理由：

日本NPO学会賞細則施行規程において

「２ 各賞の選考基準 学会賞の選考は、「目的」（細則第１条）及び「賞の種類」（細則第３条）に定める各 賞の趣旨に基づき行うものとし、選考の基準は次のとおりとする。

（３）優秀発表賞

①予備審査（モデレーターおよび討論者による）

下記の各項目について５段階評価を行う（とても優れている：５点、優れている：４点、ふつう：３点、やや劣っている：２点、劣っている：１点）。

［審査項目］

ア．要旨、報告論文に関して３項目（15点満点）：

（ア）研究・実践の新規性・独創性

（イ）議論の組み立ての論理性

（ウ）議論の発展性

イ．大会の報告に関して３項目（15点満点）：

（ア）発表のわかりやすさ

（イ）資料の見やすさ

（ウ）質疑応答への対応

②本審査（委員会による）

［審査項目］

ア．予備審査の合計点数。基本的には予備審査の合計点数の高い発表を受賞候補者とする。

イ．予備審査の審査結果を踏まえたうえで総合的に判断する。」

　とされている。なお、この基準の改変手続きは、下記に定められている。

「（施行規程）

第８条

選考委員会委員長は、委員会細則第15条に基づき、選考委員会の議決を経て、理事会に報告の上、本細則の施行に必要な規程を定めることができる。」

上記より、［審査項目］を変更する場合には、理事会報告が必要になる。すでに審査項目は、施行規定に掲載され、ウェブページに公開されていることもあり、この規定の改廃については、慎重にすべきだと考える。今回は、モデレータ・討論者に対して

「・報告論文・報告資料掲載サイトでの掲載が遅れた（報告者の論文提出が遅れた）ことによって、事前に読む時間を取れなかった場合などは、備考欄に記載してください。なお、この結果時間がとれず論文審査ができなかった場合は、当該の採点欄は空白にしてください。」

という、前回の注記を継承する形にし、そのうえで、事務局から報告論文の提出が遅れた発表についての情報を得ることにしたい。

この情報は、細則の（選考）第５条

「４　発表賞の選考については、報告発表者のセッションのモデレーター及び討論者は各々、報告の後、発表賞審査結果報告書（様式第２号）に基づき、選考委員会委員長に対し審査結果を報告するものとし、選考委員会は、**同報告書を踏まえ、総合的に判断し、発表賞受賞者を選考、決定する。**

なお、モデレーター又は討論者が欠席や兼務等により１名となるセッションについては、選考委員以外の理事１名が審査に加わり、２名による審査を行うものとする。」

における「総合的に判断」の中に入れ込むことが可能であると判断している。

３，通信事故の場合の対処

前回を踏襲し、モデレータ・討論者に下記を依頼する。

「・発表及び討論が本人の責によらない形で中断したり不能になった場合、大会実行委員会が発表として認める限り、優秀発表賞の審査の対象に含めます。予備審査の採点の際には、できなかった部分の欄を空欄にして報告してください。 」

具体的にどのような事態が起こるか予想できない点があるので、具体的な事例に即して総合的に判断するようにしたい。

**４，今後の細則、及び施行規定の改訂について**

**以上のようにして今年度は実施したいが、次年度以後に向けて、総会前に具体的な改正の必要があれば、審議して提案したいと考える。**

**具体的に、どのように選考基準や手続きについて、改正が必要と考えるのか、ご提案をいただきたい。**

++++

　なお、大会運営委員会及び学会誌編集委員会には、すでに前回の岡本の資料を共有し、それぞれの委員会管轄事項についてはそれぞれで判断するように依頼した。今後、その審議状況も見つつ、学会賞選考委員会として、特に、学会賞の基準のより具体的な記載（特に一般報告と実践報告との基準の差、排除すべき発表や作品の基準、選考手続きの整備（選考委員の依頼手続き等）、モデレータ・討論者の利益相反等について考えていきたい。